

7 退職及び異動に伴う償還

(1) 退職したとき(死亡の場合を含む。)

退職手当が支給される場合は、当該退職手当からの控除により償還金の払込みを受けます。

死亡退職の場合は、退職手当等から未償還貸付元利金を控除する場合に、退職手当等の受給権者である遺族から未償還貸付元利金の控除に関する承諾書(様式第16号)を提出いただく必要がありますので、所属所等を通じて提出してください。

また、退職手当等が支給されない場合や、支給されてもなお未償還元利金の残額がある場合には、償還金の残額を支部の発行する振込通知書により払込んでください。

なお、償還中の組合員が死亡したとき、借受中の貸付金について団体信用生命保険に加入している場合は残存債務額が団体信用生命保険で支払われます。(退職金が支給されるまでの間に団体信用生命保険の適用の有無が確定しない場合は、一旦退職金から控除し、支部へ保険料が入金された後、返金します。)

(2) 公立学校共済組合の他支部(他府県)への転出する場合(貸付金の移管)

京都支部から他支部へ転出する場合は、転出先の支部で引き続き償還することができますので、速やかに支部に連絡し、借受人転出報告書(様式第17号)を提出してください。

(3) 他の共済組合へ転出する場合

公立学校共済組合を除く地方公務員等共済組合法に基づく共済組合(地方職員、警察、指定都市職員及び市町村職員の各共済組合等)又は国家公務員共済組合法に基づく共済組合(文部科学省共済組合等)へ転出する場合は、貸付残高証明交付申請書(様式第15号)の申請に基づき、貸付金残高証明書を支部で発行しますので、転出先の共済組合で該当する貸付けを受けて全額返済してください。

ただし、地方公務員等共済組合法第115条第4項の規定に基づき、当該共済組合に対し、転出先の共済組合との申し合わせにより徴収の嘱託を行うことができます。この場合は、後記(4)及び(5)以外の共済組合であるときは本部と協議の上、当該申し合わせの内容に準じて改めて定める申し合わせに基づくものとします。

(4) 地方職員共済組合へ転出する場合

○京都府支部へ転出する場合

全額返済の必要はなく、徴収嘱託制度により、毎月の償還金が新所属から地方職員共済組合を経由して公立学校共済組合へ振込まれます。

○京都府支部以外へ転出する場合

借受人が次のア又はイに掲げる事由に該当するときは、借受人の申出により、転出先の組合員となった日から5年間の範囲内で徴収嘱託の取扱いができます。

ア 当共済組合へ復帰する可能性があると思われるとき

イ 転出先の共済組合から未償還元利金相当額の貸付を受けることができないとき

(5) 全国市町村職員共済組合連合会へ転出する場合

借受人が次の各号に掲げる事由に該当するときは、借受人の申出により、転出先の組合員となった日から5年間の範囲内で徴収嘱託の取扱いができます。

ア 近い将来において、元の組合へ復帰する可能性があると思われるとき

イ 組合の貸付条件の違いにより、貸付けを受けようとする組合員が著しく不利な取扱いになるとと思われるとき

ウ 借替えにより、元の組合が著しく不利な取扱いになるとと思われるとき

(6) 公益法人等への派遣者となった場合

既貸付分については、所定の手続を行うことにより、引き続き定期償還を続けることができますので、速やかに支部へ連絡してください。

《注》日本私立学校振興・共済事業団等へ転出する場合は退職時と同じ取扱いとなり、退職手当等から未償還元利金を控除することになります。

8 即時償還

(1) 即時償還の事由

次の場合は、貸付未償還元利金の全額を即時償還してください。

- ア 組合員の資格を喪失したとき
- イ 退職手当の支給を受けることができるとき
- ウ 申込の内容に偽りのあることが認められたとき
- エ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの場合で、貸付申込書に記載した完了予定日より遅延した場合で、その工事等が完了する確実性がないと認められるとき
- オ 住宅貸付け等の貸付けを受けた者が貸付対象となった住宅に居住しなくなったとき
- カ その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき

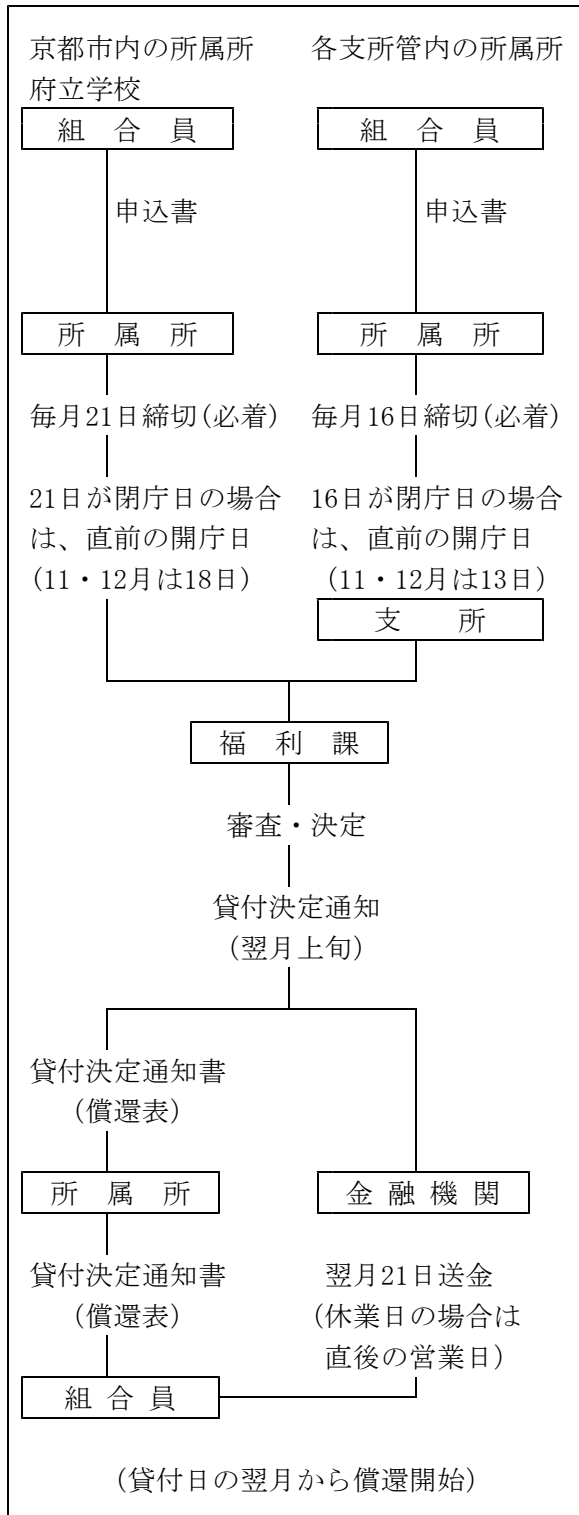
ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、その定めるところにより、支払うことができます。その場合は、借受人に対し、貸付け(高額医療貸付け・出産貸付けを除く。)の制限を行います。

(2) 償還金の払込み

- ア 退職手当が支給される場合は、当該退職手当からの控除により払込みを受けます。
- イ アによる払込みを受けてもなお、未償還元利金の残額がある場合には、借受人から、償還金の残額を支部の発行する振込通知書により払込んでいただきます。
- ウ 借受人である組合員が死亡された場合は、退職手当等から未償還貸付元利金を控除する場合に、退職手当等の受給権者である遺族から未償還貸付元利金の控除に関する承諾書(様式第16号)を提出いただく必要がありますので、所属所等を通じて提出してください。

9 貸付け事務の流れ

貸 付



繰上償還

全額繰上：毎月

一部繰上：7月及び1月

